

法システム—法理論のシステム論的概説 (2)

第一章第VII節—第三章

松村 格

VII ホメオスタシスとサイバネティクス

環境に対して開かれているダイナミックなシステムの理論的分析は、最近の五〇年間で重要な研究領域へと発展した。出発点の一つは、一九世紀の間にそれまで以上に著しく発展した生物学的研究であった。この発展は、生命のプロセスの固有の本質についての哲学的思弁に近いものであった。個々の科学者は、生命のある有機体を一種の複雑化された機械と見なす傾向にあつた—したがつて、物理学と化学の方法を利用することができた—。この機械主義的な考察方法に対する反対的立場を代表したのが、生気論であった。生気論者もまた、確かに機械モデルを引用したが、しかし、物理学と化学とは必ずしも総ての問題を説明しえないと考えたし、それ故に特殊な生命力（「エンテレキー」とか *elan vital*）を想定する」とを導入しなければならないと考えた。だから、人は、「機械の中に精神」が存在するはずだと主張した。もともと、総ての人がこの代案に満足したわけではなかつたし、このモデル問題の新しい解決を

模索した。ホワイトヘッド（一九一五）が、生物学的プロセスへの新しい洞察を根拠にして自然科学の内部で急進的な新しい方向づけを提案した最初の人の一人であった。彼の見解によれば、われわれの実在性の把握の中心概念は、資料であつてはならず、有機体でなければならない。ホワイトヘッドは、そこでまた同時に——彼が使用不可能な妥協と見なした——生氣論とガリレオ以来の自然科学を支配した物質主義的な機械主義とを非難した。その代わりに、彼は、「有機的機械主義」に賛成してそれを主張した。彼の思想の多くをわれわれは、環境に對して開かれているシステムについてのその後展開された学説の中に再び見出だすのである。有機体——類推は、いざれにせよ、まさにさまざまな諸現象の理解にとっての良きアプローチであることが実証された。

過去の研究の関心事の大部分は、環境に開かれているシステムの消極的フィードバックによる自己操縦に集中していた。こうした諸現象のシステムティッシュな最初の研究は、生物学から発生した。特に大いなる影響を及ぼしたのはホメオスタシスに対するキャノンの研究であった。この概念は、一九二九年に彼によつてある論文で提起された。より詳細でむしろ簡単に理解できる説明が、一九三二年に出版された「身体の知識」という書物でなされた。「ホメオスタシス」という言葉を彼は、生命のある有機体によつて保持されている近似の均衡状態であると解釈した。この概念は、まず第一に強度に変化する外界の影響にもかかわらず有機体が相対的な内部的な定常性を保つてゐる諸事例を内容としている——例えば、血液の組成、量、圧力、温度を顧慮したものである。キャノンは、しかし、——例えば、変転する需要に対する反応としてのファクターの変化のような——「目標に向けられた」自己制御をも顧慮している。そのためのひとつ的事例は、細胞の酸素補給である。この需要は、肉体的な活動の際の燃焼が休息状態におけるよりも著しく速く進るので、ひどく変わりやすくなる。けれども、酸素補給が全体としてみれば必要に応じるよう

配慮する一連のやがれまなメカニズムが存在する。燃焼が上昇すれば、脈拍も増えるし必要とされる血液量も高くなる。それ以外にも、最高の酸素の必要性を有するような組織の毛細血管における血圧もまた高くなるので、毛細血管は広がり、多くの血液を受け入れることができる。個々の血球の酸素受容能力は、いずれにせよ高くなる。受容が低下すれば、それに応じて逆方向の変化が生じる。

キャノンは、帰還（「フィードバック」）という表現を用いないで、その代わりに「調整的メカニズム」（regulatory mechanisms）とか「矯正的プロセス」（rectifying processes）とかなどとして語った。しかしながら、彼によつて記述された総ての制御メカニズムは、今日消極的フィードバックに分類されるような特性を所持している。キャノンの「メカニズム」は、一定の方向における変化（例えば、より高い酸素の使用）が逆方向の変化を伴つたプロセスを始める（例えば、高い酸素供給）といふことだ。存在する。フィードバックが可能なのは、身体が、やがれまな状態を記録し状態の変化があれば上述のようなプロセスを始めるような器官で装備されているからである。このような情報活動の大部分は、われわれの意識に迂回することなく自律神経システムから成し遂げられる。時によつては、例えば空腹感情などの渴きの感情のような意識的印象もまた、栄養の必要性とか流動物の必要性について情報を媒介する。

書物のあとがきで、キャノンは、自己制御する有機体のモデルが他の領域について類似の重要性を有するかどうかについて疑問を呈している（一九三二、二八七頁）。

「定常性の一般的原理はないのだろうか？ 安定した状態を保持するために動物の有機体で発展させられた装置は、何処かほかで用いられもしくは用いられることができたような方法を説明することができるだらうか？ 定常化するプロセスの比較研究は、示唆に富んでいないだらうか？ 組織の他の形式——例えば、企業組織、家庭の組織、社会的組織——を身体の組織に照らし

て調べることは、有益でないだらうか？」

まさしくこのような自己制御原理の類似の適用可能性に対する問い合わせの正当化は、やがてサイバネティクスの発展によって確認された。基本思想は、厳密に言えば新しくはなかつたとしても、サイバネティクスの発展は、一つの固有の専門領域として四〇年代に初めて始まつた—しかもそれは、数学者、技術者、物理学者、との間における緊密な共同研究の中で始まつたし—、一部は、心理学者、社会学者、社会人類学者もまた研究に共に含められた。この学際的な創意グループの主役の一人は、「サイバネティクス」（一九四八）という書物の序文でこの共同研究の発展を描写しているノバート・ウイナーであつた。彼は、とりわけ、さまざまな専門領域からの総ての参加者が自分達の専門問題が類似性を持つことに驚いたこと、それ故に各人固有の専門的問題を越えて多くのことをお互いから学ぶことができたということを述べている。

この新しい分野は、—有機体、機械、社会システムにおけるように—消極的フィードバックによる自己制御のあらゆる形式に携わつてゐる。「サイバネティクス」という導入された標語は、舵手の技術に関するギリシャの言葉から派生している。その標語は、ウイナー（一九四八、一一一二頁）の文面によると、近代の数学を基礎にしたフィードバックについての最初の重要な研究、即ち一八六六年のクラーク・マクスウェルの研究が操縦システムに取り組んでいたが故に、選ばれたのだというのである。そのほかにも、人は、最古のフィードバックシステムの一つとしての船舵や操舵人に結びつけたがつた。

サイバネティクスの発展と高速作動する電子データ処理装置の発展との間には、緊密な関係がある。両方の分野で

四〇年代に著しい進歩が達成されたが、その場合にしばしば同一の科学者が両方の領域で雇用された。極度に速い計算装置が複雑で技術的な自己操縦システムにおける計算のための必要条件なのである。機械と神経システムとの機能様式は、互いにしばしば似てるので、電子データ処理装置の発展は、生物学とテクノロジーとの間の結びつきを強めることにも寄与した。なかでも特に、電子データ処理のテクノロジーは、広範囲でフィードバックを用いている。

サイバネティクスは、情報理論の発展にとっても一つの重要な役割を果たした。既に述べられたように、フィードバックの重要なメルクマールは、通常「情報」と呼ばれる連続的なインパルスの電流にある。諸状態が記録され、類別され、必要な適応がその実施の前に算定されねばならない。その場合に、測定と計算についての伝達が可能な限り速く精確になされることが本質的に重要である。自動化の作業の重要な部分は、したがって、情報伝達のために都合のよい経路とコードの研究にある。基本的な研究の一部は、電信通話の発展と共に既に成し遂げられた。現代の数学的な情報理論は、けれども、四〇年代に初めて独自の専門分野として構築されたのである。⁽⁹⁾

VIII 一般的システム論

一般的システム論は、サイバネティクスもまた強調したと同じ一般化の傾向の継続として解釈されることができる。この名称は、厳密にいえば完全に的確とはいえない。なぜなら、さしあたり統一的な理論が話題にされているのではなくて、さまざまなシステムタイプの研究に際して幅広く構想された学際的な共同研究のプログラムが話題とされているからである。この運動の主導者的一人が、オーストリイーの生物学者であるルードヴィヒ・フォン・ベルタランフイー（一九〇一—一九七二）であつて、彼は、一二〇年代に既に生物学を実験室科学からダイナミックで全体的な有

機体の研究に拡張することを提案したのである。戦後に彼は、一般的システム論についての一連の論文を発表したが、今日それらは「一般的システム論」と題する書物（一九六八）に集められている。その後ベルタランフィーは、一九四八年に北アメリカに居を定めて、そこで、特に経済学者のケネス・ボウルディングとか数学者のアナトール・ラポポートや物理学者のラルフ・ゲラルドというような同じ考え方の人々と出会ったのである。彼等は、一九五六年以来「一般的システム」という年報を発行する「一般的システム・リサーチのための協会」の基礎づけを一緒になって進めた。

年報の論文にしたがつて判断するならば、上述の研究者のグループは、とにかく環境に開かれているダイナミックなシステムに興味の的を絞っている。彼等は、サイバネティクスのようなコントロールの問題やコミュニケーションの問題のみならず、例えば生物学とか心理学、社会学、生体学、気象学などのようなさまざまな専門領域の可能な限り異なったシステム相を取り扱っている。研究の大部分は、学際的な対比の証明を目標にしている——例えば、気象学と心理学との間、あるいは経済的功利主義と物理学上の場の理論との間における対比である——。年報には、もちろん閉鎖的、静態的なシステム例えば結晶構造についての一連の論文も含まれている。主たるテーマは、いずれにせよ、さまざまなシステムタイプにおける構造とプロセスが分析され得るような数学的方法の研究にある。なかでも、ボウルディングは、一般的システム論が純粹な数学と経験的な科学との間の架橋をなしとげるということを強調した（一九五六、b）。

システム運動の支配的見解によれば、総てを物理学に還元する統一科学の展開の試みは、今では間違った提言であると見なされている。例えば有機体のような環境に開かれているダイナミックなシステムにおける出来事の解明に

は、物理学的な解明の試みは能力に限界がある。そこで、ベルタランフラーは、年報の第一巻への要綱論文で、物理学的還元主義に対し、彼によって名づけられた「展望主義」(Perspektivismus)という従来知られていないかった諸関係や構造を探るということによって特徴づけられ得るような概念を対置するのである。同じような信念を表明したアーサー・ケストラー（一九六七）は、「科学の歴史は、以前には互いに知らない者同士であったアイディア間の婚姻の歴史である」と記述している（一八四頁）。その事例の一つは、何世紀も前から無関係な現象として知られていたH.C.ヘルステッドによる電気と磁力との間の親和性の発見である。この発見は、電磁気の発展のための基礎であった。もう一つの事例として、彼は、以前にはだれも関係があるとは見ていなかつたガリレオの落下法則とケプラーの惑星軌道についての法則が一般的万有引力の特殊な適用事例であると見なされることを立証したニュートンの証明について述べた。更に新しい事例として、有機体と機械における自己制御とコミュニケーションのための原理のサイバネティクス的統合を引き合いに出そうと思えば出せたであろう。類似の新しい根本的な諸関係の発見への期待を、「一般的システム」運動の主要テーマと称することができたであろう。

社会科学の内部では、ずいぶんと以前からサイバнетイクスや一般的システム論の助けによつてこれ以外の関係領域で提起される問題に取り組んできた。例えば、社会学者や犯罪学者は社会的コントロールと、経済学者は景気政策と取り組んできた。両者は、消極的フィードバックによる制御の事例にあげられ得る。両方の事例において、人は、逸脱態度と景気の低下に対抗処置でもつて対応することを試みながら、社会を定常化しようとるのである。もう一つ別の事例は、現状維持する作用を喚起することによつて社会的制度の維持を解明しようと試みる社会学的且つ社会人類学的な機能分析の変形である。このような種類の解明の目的は、換言すれば、積極的フィードバックの主張であ

る。コントロール問題とコミュニケーション問題とを含む組織論的研究も例にあげることができる。現在する可能性にもかかわらず、けれどもわれわれの認識によれば、上述の一般理論を利用する試みは比較的わずかしか存在しない。「システム」という言葉は、確かに「ホメオスタシス」とか「サイバネティクス」とか「フィードバック」というような言葉と同じように社会科学的な説明のなかでは好んで用いられるが、しかし、その背後にある理論は、ほとんど価値を認められなかつた。われわれの研究の目標設定の一つは、それ故に、サイバネティクス的考察方法が——ともかくにも法システムを扱う社会科学的な特殊領域の内部で一実りあるものであり得る、ということの証明である。

IX 法学と法社会学におけるシステム思考

法律家にとってシステム思考は、大抵、観念システムからの推稿にあつた。観念システムは、一部は、法的な現象を類別することに奉仕したが、一部は、論証と演繹推論のための出発点であつた。

最も重要な役割を、法秩序をさまざまな法領域に分けるような類別のシステムが果たした。例えば、人は、「公法」と「私法」との間で区別するし、私法の内部でも債権、物権、家族法、相続法などの間で区別する。多くの法分野で、「総」論部と「各」論部が区別される。

ヨーロッパ大陸で通用しているシステム学の基盤は、一七世紀の合理主義的自然法論者たちのおかげである。特に大いなる影響を及ぼしたのは、サミュエル・ペーフェンドルフ（一六三三—一六九四）によるシステム化の貢献である。ペーフェンドルフやその他の理論家や立法者の貢献については、ヴィアッカ（一九六七、二七四一一七六頁、三〇七—三一〇頁、三一八—三一〇頁、

三三二一三三三頁、三七二一三七五頁そして四三〇一四三七頁）が研究報告をしている。ショトレームホルム（一九七六、五二一七〇頁）も見よ。スカンジナビア法におけるシステム学の発展についてはイヨルゲンセン（一九六八、九六一—〇七頁）を参照せよ。

この類別は、法思想に著しく影響を及ぼした。それは、なかでも法学内部の特殊化を活発化させたし、このことは、個々の特殊領域でさまざまな方法を発展させるという結果を伴った。これについては、クラヴィーツ（一九七八、第一章、第二章を見よ）。そのほかに、このシステムは、概念形成のための根拠として、したがって法命題を一般的概念から演繹するような法思考の出発点として役立つたのである。

この方法については、ヴィアッカ（一九六七、二七六頁）、ドライア（一九七五、四二九一四三九頁）、を見よ。

－スカンジナビア的視点からは－シユミット（一九六五）を見よ。ドイツの法文献では、人は、「システム思考」でもってしばしば単にいわゆる演繹的方法を考えているようである（例えば、フィーヴェグ、一九六五、五三一六五頁を見よ）。ここで提起された幅広いシステム概念を用いれば、ほかの方法の大部分もまたシステム思考として分類されることができる。例えば、カナリス（一九六九）を見よ。価値論的なシステムについてはザヴィニィー（一九七一）をも見よ。

法の比較は、同時に類別の問題と取り組んできたし、さまざまな国内法システムを内容、方法、歴史的源泉の類似性にしたがつてグループ分けした。このような分類の一つの事例は、ツヴァイゲルトとクエツの場合に（一九七一）に見出だされる。ここでは、ローマの、ドイツの、スカンジナビアの、アングロアメリカの、社会主義の、極東の、イスラムの、ヒンズー教のそれぞれの法集団の間で区別される。

さまざまな著者の側から見た法システムの類別についてのマルムシュートレームの概論（一九六九）をも見よ。マルムシュートレ

ームは、彼固有のシステム学を述べている。

類別のシステムの第三の類型は、一般的な規範論に根差している。法的な規範とその他の規範は、そもそも基準によつてある中心グループに分けられる。この書物では、われわれは、こうした多くの区別をしながら研究する。実存基盤にしたがつて、われわれは、内面化された規範とシステムに基づきつけられた規範とで区別する（第三章、第四章を見よ）。更に、われわれは、規範のさまざまな没存在的性格にしたがつて、義務規範、権限規範（Kompetenznormen）、資格規範（Qualifikationsnormen）の間で区別する。義務規範は、その場合、更に、禁令、命令、許容命題、放任、に細分化される（第三章から第五章までを見よ）。そのほかに、われわれは、われわれから名づけられた基準と原則の間のもつと内容的な区別をしながら研究する（第六章を見よ）。

ホーフュルト（一九二三）から考え出された類別と法関係には、義務規範と管轄規範との間の上述の区別が根底にある。ホーフュルトのシステムについては、モーリッツ（一九六〇）、ロベ（一九五八、一六一一六九頁）、そして第四章第IV節以下を見よ。上述の（もしくは、ほかの）基本的な規範カテゴリーの定義の助けによつて、人は、折りにふれては規範論理学（もしくは、没存在的論理学）を構想しようと試みてきた。その場合に大抵は義務規範のさまざまなタイプに制限され、したがつて権限規範や資格規範や基準線を度外視したような比較的単純な命題の考慮（Satzkalkule）が問題であった。このような研究の実践的意義は、一部には、専ら最も単純な諸関係を形式化しようと試みたが故に、一部には、標準化されたカテゴリーの「規範的な日常用語」の翻訳の問題に余りにも注意を向けることが少なかつたが故に、しばらくはわずかしかなかった。この領域の研究にわれわれは言及する。例えば、フォン・ウリヒト（一九六三）、ロス（一九六八）、ヴァインベルガー（一九七〇、一九七九）、ヒルピネン（一九七一）、ホロヴィッツ（一九七一）、カリノフスキ（一九七一）、コルニデス（一九七四、一九七五）、タムメロ（一九七八）、タムメロ／ショライナー（一九七八）である。

論理学的な規範システム分析のもう一つ別の変形は、アルコウロンとバライシン（一九七一）に見られる。どのような条件の下で規範システムが「欠陥のない」ものと見なされるかという問題に特別の注意が注がれる。

上述の論理的な考慮とわれわれは以後これ以上取り組まないであろう。われわれの特別な注意は、法システムにあり、そのことによって、われわれは、多分法秩序と同じもの、したがつて例えばノルウェー法もしくはドイツ法のようなものを考えている。われわれは、規範と活動から成り立つ客体システムとしての法システムを考察する。第一章で既に明らかにされたように、これらの要素はさまざまな様式で相互に結びついている。このような若干の諸関係にわれわれは第七章で取り組む。

多くの法理論家たちが、法システムの構築と機能様式を検討してきた。このような検討は、しばしば、法とは何かという古典的な問題に端を発した。多くの研究者たちは、個々の法規範の特性ではなくて—あるいは、そうだとしてもほんのわずかであるが—むしろ法システムの特性が法とその他の規範的現象との間の違いを形成するのだと、主張した。

この判断は、特に、ケルゼン（一九六〇）、ハート（一九六二）、ラズ（一九七〇）、ヴァインベルガー（一九七一、一九七二）、ペスツェニック（一九七五）によって主張された。第一〇章におけるわれわれによる法概念の規定は、同じ判断に根差している。

法システムは、サイバネティクス的システム論の視点からも一般的なシステム論の視点からも検討されている。ドイツ語圏では、特にルーマン（一九七〇、一九七一、一九七六）、更にはカリース（一九七一）、ハーゲン（一九七四）、キスザ（一九七五）、クラヴィーツ（一九八六）によって検討されている。これらの理論の試みに共通なことは、法秩序

が、環境と相互作用しているような環境に対して開かれていたダイナミックなシステムとして見なされる、ということである。法と社会の間のこの相互作用の確定的なメルクマールは、この書物の第一一章で検討される。

サイバネティクス的展望は、他の法的な諸関係にも応用されることができる。例えば、法秩序の一部を特別のシステムと見なすことができる（第八章のVII節を見よ。そこでは、管轄規範とそれを根拠にして設定された規範が、システムとして扱われる）。法的な手続きも活動システムと見なすことができるし（ルーマン、一九六九）、考慮を思想と観察のシステムと見なす事ができる（第八章を見よ）。

- (1) 構造概念についてはトレイニォイ（一九五九、一二頁以下）を参照。
- (2) 複雑な構造の段階構造は、非常に読む価値のあるシモンの論文（一九六五）における主たるテーマである。ケストラー（一九六七）も、段階構造に大いなる意義を認め、一つの観点からは全体として別の観点からは部分として現れる諸現象に“Holon”という名称を導入した。
- (3) シモン（一九六五、特に七二一七三頁）とベルタランフィー（一九六八、二二二一一五〇頁、特に二三九頁）は、この問題に対する一連の興味深い熟慮をしている。
- (4) シモン（一九六五）は、刺激的な方法で、組織系の段階構造のあれやこれやの問題を論及している。なかでも彼は、組織構造と実在性の把握の間におけるパラレル性を指摘している——両方の場合に概観とコントロールを維持することが妥当すべきだといふ。さまざまなシステム構造の内容豊富な概観とそれに関係する文献を含むウイルソン（一九六九）もまた参照。
- (5) 個々の著者は、われわれよりも狭い意味で「環境に開かれたシステム」という名称を用いているし、「環境に開かれたシステム」と「フィードバックシステム」との間で区別している。例えば、フォレスター（一九七一、一一五頁）を見よ。
- (6) 目標に向けられた技術的な調整は、しばしば「サーモメカニズム」と呼ばれる。
- (7) フォレスター（一九七一）は、このための一連の諸事例をあげている。

(8) パーソンズのシステム論についてはダーム（一九七六）参照。

(9) パイオニア的研究は、シャノンとヴィーバー（一九四九）に由来する。

(10) 政治学的システム論者については、ドイツ（一九六三）、イーストン（一九六五aとb）について言及することができる。社会学者には、ルーマン（一九七〇と一九七二）、バックレイ（一九六七）を挙げることができる。ボウルディング（一九五三、一九五六aとb）、ハーゲン（一九七四、特に一〇一頁以下）、チッペリウス（一九八〇、二三一一八頁と三九一四一頁）も参照。

第三章 規範概念

I まえがき

法システムの諸要素の下で、規範は特別の地位を持つ。規範は、広範囲に他の要素を特定する—それは、例えば、態度に影響を及ぼしたり、人を「立法者」とか「裁判官」と名づけたり、受容可能な法律的思考を限界づけたりなどすることによって—特定するのである。規範とほかのシステム要素との間、規範相互の間の複雑な交換関係の理解は、この基本概念の比較的詳細な検討を前提とする。

規範及び規範的な観念には、多くの法律以外の諸関係においても出会う。例えば、道徳的な規範や美学的な規範が存在する。しばしば、法規範は、ある特殊性によつてほかの規範類型からは区別されると主張される。しかし、この

特殊性がどのようなものかについては、見解は一致していない。このことに関する見解の多様性にここではこれ以上詳しく述べられない。ここでは、区別よりも、そもそも生活領域における規範の間の共通性の方がより大事である。それに合わせて、この章と後の二二〇の章とは、一般的な規範論に携わる。法的規範をほかの規範から限界づけるという後に検討されるべき問題は、一既に述べられたように一個々の規範からではなくて、システムの方から取り組まれる。その場合に、まず第一に検討されることは、いかなるシステムが法システムとして考察されるべきかといふことであり、そして次にいかなる規範がこのようなシステムに分類されるかということである。

「規範」という専門用語は、多義的である。哲学的な専門文献や社会科学的な専門文献の中には、この用語は確かにしばしば出てくるけれども、沢山の定義や使用方法によって出てくる。ここでは、そもそも言語使用の記述が大事なのではなくて、この書物で使用される規範概念の申し合せによる特定が大切なのである。日常用語や専門用語では、その意義がわれわれの概念に相応し或いはわれわれの概念と重なり合うような一例えば、「規則」(Regel)、「原理」(Prinzip)、「規定」(Vorschrift)、「標準」(Standard)、「模範例」(Muster)、「基準線」(Richtlinie)、「規準」(Richtschnur)、といった一一連の用語が存在する。われわれは、「規範」を、呼ばれたり使用されている用語で表われれるような殆どの現象の集合概念として導入する」と決めた。疑わしい場合には、われわれは、広すぎる規範概念の方を狭すぎる規範概念よりも好んで用いる。飛行機の中での「シートベルトをしてください」という指示、契約内容、ファットボーラーにおけるオフサイドの規則、人格的な道徳解釈、数学的な証明のルール、軍隊の命令、科学的に正しい観察のための規則、着付けの慣習、礼拝の秩序、公務員の任命のための決定、その他諸々のような、明らかに異質な諸現象が包括されるのである。

「規則」(Regel)という専門用語は、この書物では、「規範」(Norm)よりも狭い意義で用いられる。規範は、一般的でもあり得るし、個別的でもあり得る。法的な意義の個別的な規範の例は、例えば、判決や、行政活動や、契約に見出だされる。「規則」という専門用語を、われわれは、一般的な規範に関してだけ使用するが、けれども、あらゆる場合に用いるわけではない。われわれは、いわば、「規則」と「規準線」との間で区別する—」の区別は、第六章でより詳細に述べられる。

われわれの規範概念には、二つの構成要素がある。一つの構成要素は、言語的な種類のものである。一つの現象を規範と名づけることができるためには、この現象が言葉で表現されねばならないし、この言葉がそれ自体規範的な言明を表現しなければならない。このことで、規範的な言明がいつも言語的に的確に述べられることではない。十字路での停止命令は、例えば、赤いライトによるか、或いは警察官が腕を上げることによって表現され得る。われわれは、決して明示的に示されてはいないような慣習規範が有り得ることを排斥はしない。このような場合でも、規範内容は、言語的には表現されることがあるのである。

「聲明するところとな」、ここでもそしてこれからも、言語的な的確な表現の意味内容を表わしている。この意味内容というのは、その場合に、言葉の選択からだけではなくて、言語的な関係やその他の付随事情からも規定される。同じ言明は、しばしばさまざまな言語的な的確表現によつて表明され得る。喫煙の禁止は、例えば、「禁煙」「喫煙を禁止する」とか「喫煙は許されない」として表現され得る。逆に、同じ的確な表現が、時折、さまざまの言明の扱い手で有り得る。「Aは、Bに一〇〇〇マルク支払った」という文章は、裁判所命令の関係では、Aに対する命令を含んでいる。そのほかの場合では、この文章の意味は、事実上の支払いについての案内にある。言明の概念と規範を含んでいる。

的な言明の特殊事例とは、第Ⅱ節以下で更に詳細に検討されるはずである。

総ての規範的な言明が、ここで考えられている意味での規範に必ずしも相応するわけではない。われわれは、例えば、規範的な言明が冗談半分にもしくは事例的に引き合いに出されるような場合とか、草案が問題である場合（例えば、まだ可決されていない法律案の場合）を排除する。特定の内容をもつた規範が存在するということは、したがって、単なる規範的言明以上のことを前提としている。

それぞれの著者が、規範に一致した行動を規範概念に関係づけた。われわれは、これに対して、一面では服従されない規範を含む概念とか、そして他面では例えば専ら威嚇による恐怖から服従される命令のように何らかの服従される規範的な言明を排除するような概念とかを好んで用いる。われわれは、ここで例えば、ピストルを突き付けられて銀行強盗に現金を差し出した銀行員を考えてみる。現金を差し出すように銀行強盗が行員に命令することは、われわれの専門用語では一つの規範的言明である。銀行員が武器で威嚇された時は、その指示に慣例として従うという事情は、しかしながら、強盗に関係する規範の存在を基礎づけるわけではない。

一つの規範について云々するためには、われわれは、規範的言明が、直接的もしくは間接的に一人あるいはより多くの人々の何らかの立場に相応していることを前提とする。その最も単純な例は、（自分にとっても、他人にとっても）義務づけられているものとしての規範的な言明の直接的な評価である。しかしながら、規範的な言明に直接的に関係しなくて、例えば、規範を設定する特定の権威の一般的な是認に関係するような立場もまた問題である。有り得る規範の根拠としてのさまざまな立場の類型は、第Ⅲ章と第Ⅳ章で詳細に論究される。

II 規範的言明

規範的言明の最初の最も重要なグループは、指令 (Direktiven) である。この用語は、いわゆる、日常用語におけるより広い意味で使用され、そして、命令、催告、懇願、助言、警告、約束、などを含んでいる。⁽²⁾ 指令の共通の分母は、その可視的な影響の機能にある。別の影響の方法をも考えられるのである。例えば、起りそうな行為の結果を通しての別の行為結果の情報である。けれどもこのような言明とは反対に、指令は、影響の意図を直接に表現している。

指令によって人は、しばしば他人の行為に影響を及ぼそうとする。例えば、願わしい行為の命令によって、あるいは、この他人の固有の利害に役立つような行為のための助言によって影響を及ぼそうとする。人は、しかし、指令を自分自身にも、例えば誓約によって向けることができる。指令を、それ以外に、将来の行為の影響に用いるばかりでなく、企画された行為の基礎づけとしても、あるいは、不当な行為の非難としても用いることができる。

何かが命令（推奨されたり、約束されたり、など）されていないことを表現するような指令の否定が、またに、規範的な言明に属する。このような言明は、しばしば、指令の及ぶ範囲の限界づけとして機能する。例えば、「僕は、君に建物から離れないように命令するが、君は、もちろん建物の中で自由に動き回ることができる」というような言明である。あるいは、一例えば、訪問が期待されるので両親が子供に一時間長く起きていることを許す場合には一般的規則の例外が問題である。

規範的言明の第一の主たるグループを、われわれは、資格 (Qualifikationen) と名づける。このような言明は、どのような現象が特定のカテゴリーに帰せられるかどうかとを告げる。殆どの言語規則は、例えば、特定の動物をより

詳細に告げられる特性によって「馬」と言い表わす規則のように、このグループに属する。資格は、ほかの領域、例えれば、数学においても、ゲームにおいても、スポーツにおいても、法の命題においても、見出だすことができる。それらは、何が「数学的な証明」として、何が「公理」として、何が「演繹の規則」として公理的なシステムにおいて妥当し得るか、という問題や、何がハットボールの「ホール門」として、何がチエスにおける「詰み」として、何が現行法によれば「所有権」として、「株式会社」として、「有効な契約」として見なされるべきか、という問題に答えるのである。

挙げられた諸事例は、一般的な資格すなわち諸現象の類別級を資格づけるような言語的表現—例えば、総ての所有権者の地位—に關係づけられる。特別な事態の資格が、見出だされる。それに関する諸事例は、例えば、個人の所有権者の地位に関する確定判断、特定の公務員に個人を任命すること、婚姻の締結、もしくは推進式である。オースチンの「遂行的なもの」(Performative)に関する殆どの例は(一九六一)，⁽³⁾このような個人的な資格に入る。

指令と資格は、「専門—内容」(Soll—Inhalt) を分ける。指令のための言語的な標準的な表現として、「Sは生じるべきだ」という表現が組み込まれ、資格に関しては「SはKとみなされるべきだ」という表現が挿入され得る(その場合に、Sは一つの事態を、Kは一つのカテゴリもしくは一つの名称を表している)。

最後の規範的な言語的表現の類型は、権限 (Ermächtigungen) である。これでもってわれわれは、指令とか資格もしくは新しい権限を付与する全権を人に与えるような言語的表現を考える。法システムにおいて権限は、一つの中心的な役割を果たす。われわれは、この点で特に、立法権や司法権についての基本法の規定や、様々な決定をする権限を行政機関に与える法律、どのような条件の下で人は契約上義務づけられ得るのかというなどを告げる法律を考える。法生活以外

でも、権限に関する多くの事例は、なかでもあらゆる組織や家族領域で見出だされる。権限と指令は、例えば、両親が娘に弟の面倒をよく見るようになると命令する場合に、しばしば結合して生起する。この命令は、（監督）の指令も（懲戒処分）の権限も含んでいる。

権限を、ひょっとしたら資格の特別な場合として捉らえることができるかもしれない。⁽⁴⁾ 「N.N. は、……するようには権限づけられる」と言う代わりに、本質的な意味の変更はしないで、「N.N. は、……するようには権限づけられていないと見なされるべきである」と言うこともできる。よく似た言い換えは、そのほかに、指令の場合にも可能である。例えば、「N.N. は、……するようには義務づけられていると見なされるべきだ」と言い換えられる。それにもかかわらず、この点では、直接の指令や権限と上述の間接的な言明との間にはなんらかのニュアンスの違いがある。この理由から、ここでは、指令と資格と権限とは、規範的な言明の三つの特別な類型として扱われる。

規範的な言明は、重要な点で、通常の諸現象を記述したり説明する記述的な言明からは区別される。記述的な言明は、規範的な言明と反対に、真か偽でかまわない。あるいは別の表現をすれば、言明は、それが関係する事態にそつて検討される。この点では、言明が実在性に相応するかどうかを問うことができる。規範的な言明の場合には、逆の注視方向で比較される。つまり、実在が言明に相応するかどうかを問うのである。命令に、忠告に、資格に、服従されるのだろうか？

記述的言明と規範的言明との間のこの区別の基準は、ガルトウングから提唱され（一九五九、二一四一一七頁）、特に、ルーマンによって受け入れられた（一九七一、四二一四六頁）。ペッシュニック（一九七〇、一一一三頁）とショトレームホルン（一九七六、三二一三六頁）をも見よ。

われわれは、これ以外に規範的な言明と価値言明との間でも区別する。この両方の言明の間の関係は、第VII節以下で詳しく議論される。

一つの命題が一つもしくは他の類型の言明を含んでいるかどうかを探求するためには、その命題を解釈しなければならない。文法的な形式が、しばしばあるヒントを提供してくれる。直接法の命題は、好んで記述的な言明もしくは価値言明を含み、一方、命令法の命題と「……べきである」とか「……ねばならない」といったような助動詞を伴う命題は、しばしば規範的な言明を表現する。文法的な形式は、もちろん、完全に信頼できる指標であるとはいえない。「君ドアを閉めたまえ」という表現は、直接法形式であるにもかかわらず、特定の状況では命令をも含んでいい。表情の動きや口調が、このことを明らかにすることができる。「大使は抹殺されるべきだ」という命題は、ある状況ではテロリスト指導者の命令を表すことができるし、別の状況ではもしかするとテロリスト指導者の決定(Beschluss)についての報告を表すかもしれない。

解釈の関係問題は、さまざまであり得る。時には、送り手から意図された意味を探究することが試みられる。別の場合には、受け手による表現の理解が、興味をもたせる。第三の解釈問題は、表現の日常用語的意味内容の探究にある。この三つの選択肢は、送り手が何を意図しているかということを、受け手が通常の意味で言葉を使用しているが故に理解するならば、重なり合うのである。このような一致は、もちろん、当たり前のことではない。送り手が、例えれば友情あふれる忠告を授けるつもりなのに、このことが、しかし、受け手からは断固とした指図として捉えられることがある。本来意図されていることと把握されることは、不確かなことがあるかもしれない。発言が通常の（ひょっとすると正確な）言語使用に従つて述べられていることが、いつも明らかだということは少ない。した

がって、どのような言明の類型があるのかを確實に確定することは、しばしばできないのである。答えは、それ以外にその折々の解釈の関係問題に依存するかもしない。

III 規範的言明の内面化

既に述べたように、われわれが規範について語るのは、規範的言明が直接もしくは間接に一人または多くの人々の特定の立場と符合するときである。

この立場は、多くは、直接に規範的言明に關係する。われわれは、その時、内面化された規範的言明から成る規範、手短に言えば、内面化された規範について語るのである。

心理学者や社会学者は、規範形成のこの形式に詳細に取り組んできた。この領域のパイオニア的研究に属するのは、ドゥルクハイムの義務意識（「意識集団」）の研究（一九一五）、ボビッジ（一九二一）とピアジョ（一九二六）の子供の道徳教育のための研究である。重要なノルウェー人の貢献は、Rommelteit（一九五五）に由来する。詳細な文献の概観は、既にスコットが示している（一九七一）。

心理学者と社会学者は、とりわけ、内面化のプロセスに關心を持った。ながら、多くの研究が、長く続く社会的圧力による規範の記録に取り組んだ。この面をわれわれはここでこれ以上追及するつもりはないし、規範的言明の内面化に応じて若干の既存の立場の記述で満足する。指令、資格、ないし権限は、まさにわがままな立場のニュアンスに相応する。

指令というものは、人々がそれ相応の規範的な言明を自分自身にとってもあるいは他人にとっても義務づけるもの

だと見なすならば、内面化されているのである。このことは、ところで、人が規範内容の評価の根拠と一致することを必ずしも意味しない。人は、具体的な規範規定の内容を拒絶することができるが、しかしそれにもかかわらず、自分（もしくは他人）は、規範の受認を義務づけられていると見なすものである。人は特定の規範の内面化に応じてどのような規範服従に際しても意識的に感情的に反応するものだということは、正しくない。態度様式は、しばしば、一例えは、われわれが自動車運転者として赤信号の前で停止する時のように一準自動的に経過するほど当り前のように理解されることがある。いざれにせよ、拘束されていると感じる人は、行動が不利益もしくは利益の喪失を内容としている時でも、規範に一致する行動を採る傾向にある。

義務感情は、規範背反への誘惑が生じるような場合に最もあからさまになる。義務感情は、しばしば、対立感覚に對して貫徹される。時折、しかし、規範侵害への誘惑は、余りにも強くなることがある。内面化は、その時、後悔としてかもしくは不法な行動のための悪い良心として示される。

他人を自分自身に対し義務づけるような規範をも内面化することができる。このような情勢にとつて典型的なのは、他人に義務の充足を強いることである。このような義務が侵害されると、人は、不機嫌に反応したり、道徳的な憤慨をもつて反応する。他人の規範侵害に対するこのような批判的な反応は、当該規範が他人の便宜を図る時にも生じる。

没規範的な領域の立場も存在する。私は、例えば、私に許されている行為を誰かが妨害しようとすることに憤慨することができると、あるいは、私が義務づけられていないと感じている行為を誰かが私に無理やりさせたがることに憤慨することもできる。

以下でわれわれは、義務規範というものを、指令もしくは指令—否定を言語的な構成要素として含む規範の総称として利用する。⁽⁵⁾ かような規範は、第四章で詳細に述べられる。

既に述べたように、資格は、諸現象がカテゴリーに分類されることによって特徴づけられる。このような分類についての言語的な標準形式は、「 S は K と見なされるべきだ」という形式である。このような言明を内面化してしまえば、原則として、 S は K たるべきで、正真照明の K であるということを認めるであろう。われわれは、例えば、正式に公務員に任命された人を自称のもしくは想像上の公務員とは反対に、真正な公務員と見なす。そして、われわれは、われわれの言語規範に従つて「馬」と見なされる動物を真正な馬と見なすのであって、例えば、子供が遊び道具にしていて自分の「馬」だと唱えている春駒に対立させる。

内面化された指令にとって特徴的な義務感情は、資格の場合にはめったに役割を果たさない。このことは、 S を何か K とは別のものと見なそとはまれにしか感じないことと十分に関係する。 S が K であるということは、どちらかといえば、当たり前のこととして見なされ、確信的義務とは見なされることはほとんどない。

内面化は、とりわけ、 S が規則どうりに K として話題にされていることや、このような規範を知らない人々を誤解の故に批判したり正したりすることに示される。ほかの関係でも、態度様式は、そのことから特定されている。というのは、人は、 S を K と見なすからである。例えば、特定の対象物が他人の所有物であることを知つていれば、それを使用したりはしない。この場合に、行為はもちろん、所有権者の地位を資格づけるような規範から操縦されるのみならず、所有権者に対する義務を創設する規範からも操縦される。

以下で、われわれは、言語的な構成要素としての資格を含んでいる規範を資格規範と表現する。このような規範

は、第五章で詳細に述べられる。

権限の内面化にとって特徴的なことは、権限者が——管轄領域で——拘束的な作用でもって決定する能力があるとか権限があるとか見なされるということである。権限者自身の側では、内面化は、権力感情として呈示され、その部下の側では、服従の心構えのあることとして示されることができる。このような部下は、指図に服従する傾向があり、服従しない場合には罪の感情をもつ傾向にある。例えば、権限者がある指令を与えると、義務感情が指令に一致する態度の方向で抱かれ得る。

かかる義務感情は、指令内容の内面化を前提としないし、しかもその上、相互に矛盾する義務の間の葛藤の結果によつて、内面化された義務規範に矛盾することがあり得る。同じような矛盾に資格の場合にも遭遇する。フットボールのアンペイアは、一方のチームのプレーヤーが、ボールがゴールラインを通過しなかつたということを確信しているにもかかわらず、例えば、「ゴール」を判定する。チームは——「本当は絶対にゴールはなかつた」——というこの確信を保持しているが、しかし、まさにアンペイアがゴールだと決定してしまつたので、「ゴールとして見なしたこと」を「受け入れるのである。

約束や契約による自己拘束の能力もまた内面化され得る。この場合には、権力相と服従相とが結びつく。人は、——自分の将来の行動の拘束に関して——権力感情を所持しており、そして同時に、自己拘束によつて義務づけられている感じていることを知つてゐるのである。

言語的な構成要素としての権力を含む規範を、われわれは、これから権限規範と言ひ表す。この規範類型もまた、われわれは、第五章で詳細に検討する。

指令が問題か、資格が問題か、あるいは権限が問題かどうかという規範的言明を内面化する者は、言明内容を必ずしも意識している必要はない。言明内容は、既に記述された種類の立場が明白に言葉に表現されていなくても形成され得るのである。したがって、それを言葉で言い表わすことなくしても規範を内面化することはできる。しばしば、どのような一般的な内容を是認された規範がその都度持っているかということは、一度にそう明らかではない。他人の内面化された規範の形象を作ろうとするならば、それをしばしば間接的に具体的な状況における態度様式や反応様式から推論しなければならない。

原理上、内面化というのは、個人心理学的な事態である—なぜなら、個々の個人だけが立場の担い手たり得るからである—。しばしば、しかしながら、大多数の個人が、同じ規範的言明に対するよく似た事情の立場を所持するだろう。このような場合に、われわれは、社会的な規範について語る。多くの著者たちは、規範概念をこの種の場合に限界づける。われわれは、その限りで、われわれが人格的な規範を概念的に許容する時に、何かより広い概念を使用する。それ以外に、人格的な規範の極端な場合の間には、淀みのない移動が存在する—そこでは、一つの立場が一人の個人からのみ主張され—そして、一つのグループもしくは社会の総てのあるいは殆どの構成員によつて分かれ合えられる典型的に社会的な規範が存在する。

IV システムに基づく規範

規範は、直接の内面化によつて生起するだけではない。まさに法システムや沢山の他の規範システムにとつては、それらが規範生成に関してメタ規範の完全な複合体を思いのままに処理するといふことが、特徴的なメルクマールで

ある。このメタ規範は、資格規範に算入される。それは、多かれ少なかれ正確にそして完全に、ひとつ現象に関する類別の条件を当該システムにおける規範と名づける。ところでこのメタ規範を内面化してしまった者は、メタ規範によれば規範として効力を有すべき規範特質をかの規範的言明にも認めるのである。ところでこれまた同様に一つのシステム内で特定の鍵を握る人物によって受認された規範領域に属するとみなされるものは、しばしばこのシステム内の他人々からさえも、彼等が規範内容を内面化していなかつたり、あるいは、メタ規範を知らなかつたりないしはたかだかメタ規範の漠然とした観念しかもつていらない時でさえ、受け入れられるのである。

ところで、あるシステムにおいては、規範生成に関してまさにいろいろなメタ規範の類型にありつくことができる。一部は、それらは、われわれが規範化の活動と称したい行為に結びつく。それでもって考えられているのは、決定の権限を根拠にして規範が生起し、変更され、止揚されるような事例である。決定の権限に基づいて生起する規範を、われわれは、制定された規範と呼ぶ。法的領域における制定された規範の例は、法律、判決、行政活動、契約、などである。他のシステムでは、われわれは、例えば会則の規定、組織のプログラム、種々のゲームやスポーツ種目のために決められたルールなどである。

メタ規範は、規範設定に関して二重の機能をもつてゐる。一部はそれは、規範化の活動を操縦することに寄与する。一部はそれは、しかし、制定された規範があるかどうかという問題の判断の根拠としてや、この問題の回答のための理由づけに対する根拠として役立つのである。例えば、制定された規範の存在に対する態度決定をすべき場合には、一部は憲法規定に、一部は不文の法原則に見出だされるようなメタ規範が起用されるであろう。このメタ規範には、例えば、法律的規則の妥当性のために、その規則が、（例えば、すたれることによるかもしくは矛盾する慣習法的規制を

理由にして）後で変更されたり、廃止されたり、その他の方法で破棄されてしまわないことを前提として権限ある立法者によって手続法上矛盾のない方法で決議されたのだという要件が樹立されているかもしない。

メタ規範は、それ以外にも制定された規範の内容的決定に際して重要な役割を果たす。規範化の活動は、時によつては、例えば裁判所が一人の人を「有罪だ」と認めたり、人がわずかな言葉で貸借人に對して解約を通告したり、あるいは、買い物を見合せたりする時のように、一つの見出し語からだけで成ることがある。その場合に、非動詞的な行為が問題の中心でもある。このための一つの例は、交通標識の設置が示してくれる。このような規範設定の規格化された形式が起用され得るのは、幾つかの規範がいかなる規範的内容を当該行為が持つべきかということを既に先取りして規定しているからである。

普通はしかし規範化の活動は、表向きは作られた規範の内容に相応するような言語的内容を有している。このことは、例えば、立法にとって当てはまる。法典は、けれども、解釈の必要がある。この目的の為に、殆どの法システムは、解釈のために援用されているメタ規範を作り上げたのである。この解釈原理は、われわれの専門用語では、われわれが第六章で議論するであろうところの基準線の規範カテゴリーに属する。裁判官の解釈によつて法律上の規定には、大古の単純な法典よりももつと多くのニュアンスのあるそして違いのある意味内容が徐々に与えられ得る。法律上の規定は、更にまた、裁判官による解釈の実践によつても、立法者の当初の意向の完全な積み重ねに至るまで、徐々にその内容を変えることもできる。規範が、その発端を規範化活動に有する時でさえも、その後の出来事（法実務、行政の実務、変化した社会的な諸関係など）が、多かれ少なかれ規範の内容にとって決定的となり得る。それ故に、制定された規範と次に記述されるであろうような発生形式の規範との間の鋭い分離はなんら存在しないのである。

制定された規範と制定されていない規範との間における流動的な往来事例は、権能のない規範設定の場合でも起り得る。若干のこのような事例では、法的な無 (Nullum) について語られ、場合によっては、純粹な恣意活動について語られる。更に、規範設定活動に際しての失敗が、例えば誰かが上級審で訴訟を起こす時に限って法的に重要性をおびるという場合も起り得るのである。この種の場合には、条件つきの規範設定について語ることが要求される。本来は違法と見なされるべき規範化活動が事実上正当と認められたり、後の法実務が仮の制定された規範に妥当性を貸与するべく寄与することも、考えられる。

ある規範が、記述的方法で治癒されたり、あるいは、規範適用によってその内容が変更されたりすれば、システム論の専門用語で言えばフィードバックの形式について語ることができる。この問題の複合性は、第八章の第VII節で検討される。

そのほかに、規範は、われわれが半—設定 (Semi—Setzung) と称したい設定によって生起することも可能である。その一例は、優先作用 (Präzedenzwirkung) を伴う決定、つまりなにはさておき最高裁判所の決定がそうである。まず第一に、判決は、法論争の仲間たちにとっての規範だけを設定する。けれども、当該の法システムにおいて、判決はその後の類似の事情の事例の判断にとっても意義を保持すべきであるということがメタ規範によって決定されているならば、このことは、一般的な規範化の意味を含んでいるのである。その場合に、先例から演繹される一般的な規範は、立法のように、直接の設定活動からは出でこない。原則として、それは、だから未決定な内容をも持つのである。制定された規範と半—制定された規範との共通の特徴は、それでも、その生起が形式的な決定に依存しているということである。

半—設定の別の形式も見出だされる。ほかでもないが、規範的な問題に対する人や機関による声明は、それがある特定のシステムにおいて権威としては認められるならば、それは規範形成的に作用する。古典的な例は、ローマ法の発展に対する執政官と法学の影響である。時流にかなつた例は、中央の行政機関がその下部当局に任せる法的問題ための注釈である。この関係で重要なことは、法律の目標設定についての立法資料や、法律の特定の言葉もしくは概念の解釈についての立法資料である。⁽⁶⁾

上記の例から出でてくるように、半—設定は、一部は、例えば連邦裁判所が法律上規定されていない問題とか関連する判例がないような問題について決定するときのように、新しい規範の定立のための独自の根拠として役立つのである。半—設定は、更に、本来の設定のための補充として、例えば法律の解釈のために援用される立法資料とか判例のように、引き合いに出されることも可能である。

以上でもうつて、しかしながら、システムに基づきられた規範形成のための生起の可能性は、けつしてまだ説明し尽くされていない。数多くの法システムの中で、例えば、慣習が法源として認められている。「慣習法」という名称で、時にはその根拠が例えば法実務による半—設定に存するような規範が、呼ばれることがある。しばしば、この慣習法という専門用語は、権威のある決定やあるいは解明にではなくて、全く日常的な同時代人の行為のひな形や立場に基礎を置くような規範をも言い表している。メタ規範は、更に、慣習法としての段階づけのための枠の条件を提供するが、その場合、しばしば、われわれから使用された内面化の概念を想起させるような基準が意図されている。例えば、慣習に即した行為は、それが法的な義務づけの信念において (*opinio juris*) なされる場合にだけ慣習法の形成のための根拠として引き合いに出されることが許される、ということが要求された。ところが、この場合に使用され

た内面化の概念は、第Ⅲ節で記述されたような非—形式的な規範形成の形で覆われてはいないのである。なぜなら、第一に、法規範の妥当性は、もっぱらメタ規範によって要請された内面化によつて条件づけられているわけではないからである。ほかの例えば慣習の古さとか普及というようなファクターに通常は同じように意義が認められる。第二に、例えば、道徳規範の場合に内面化は、他の規範がこの問題の決定のために援用される必要もなく、規範の存在にとって直接に決定的であるにもかかわらず、慣習法の場合には内面化の重要性はメタ規範から演繹されるからである。

合規範性の問題にとつて決定的なメタ規範は、けれども、システムの内部で何らかの推論の図式によつて内面化されねばならず、それでもってシステムに基づきられた規範生成という状態になり得る。西側の世界の法システムでは、真っ先に裁判官がこの機能を引き受ける。われわれは、後の章で、ある規範がある法システムに算入されるか否かという限界問題に介入するであろう。

規範が有るシステムのメタ規範に基づいているという事情は、当然のように、規範がそのことを越えて内面化され得ることを排斥はしない。時折、内面化は、出発点を形成する。例えば、特定の住人グループから内面化された道徳規範が法律として可決されることによつて法システムに併合ができる。もちろん、順番は逆でもあり得る。例えば、規範がそのためには正統だと見なされる機関から設定されたり適用されたりすることもある。この事情は、更に、一連の人々が規範内容を内面化することに導く。法システムの範囲と複雑性は、もちろん、幅広い住民のグループによつて知られたり内面化されたりする可能性を限界づける。

V 規範と人との間のさまざまな関係

ある人にとって重要な形式が、他のひとにとっては重要ではないかもしれない。例えば、豚肉を決して食べてはならないということは、マホメット教徒には効力を持つが、しかし、ほかの殆どの人間には効力を持たない。何かが「ある人にとって規範」であるということは、しかし、さまざまな意味を持ち得るのである。

問題は、だれが規範を拘束的なものとして体験し、だれがそうしないかである。この義務づけの感情は、まず第一に、内面化してしまった規範に結びつく。しかしながら、規範の内容を内面化してしまっていらない時でさえ、規範が、例えば人が従属の関係におかれているような法システムもしくは宗教システムに属するならば、その規範を拘束的だと体験するかもしれない。かかる場合には、けれども、強制と制裁を目前にした不安から来る規範服従と人格的な義務感情からの規範服従との間で流動的な移行が始まる。

第二に、規範主体すなわちその都度の規範内容に応じて義務づけられているし、権利があり、権限があるなどといった主体が問題になる。われわれは、次の章で、さまざまな規範類型の取り扱いに際して、どのような人々のグループを念頭においているかということを詳細に記述するであろう。ここでは唯、規範主体が、規範を義務づけられていると知覚しているような人々のサークルと必ずしも一致する必要がないことが述べられるだけでよい。「女性は教会では黙っているものだ」という言明にあっては、例えば総ての婦人が規範主体である。しかし、とうてい総ての婦人がこの言明を義務づける規範だと見なしているわけではない。これに対して、事実パウロが一人の男性であつたし、したがつて決して規範主体ではなかつたとしても、彼からはこの声明が義務づける規範として理解されたということ

が想像される。

心理学者と社会学者は、しばしば「規範の送り手」と「規範の受け手」という標語を使用する。この二つの概念は、多義的である。規範の送り手と呼ばれる能够は、規範的言明を作る人もしくは場合によっては規範的言明を他の人に影響を及ぼすために作る人である。それ以外に、例えば、あるシステムにおいて規範設定もしくは半—設定の権限を意のままに処理するような人的サークルに制限するような狭い定義の限界づけが考えられ得る。規範の受け手と呼ばれる能够は、言明が—文書によるかあるいは口頭でか—直接に向けられるような人もしくは規範の送り手が自分の言明を少なくともうまく到達させたいと思つてゐる人である。後者は、例えば、直接の名宛人から他の人々へと言明をより広く媒介することによつて到達させたい人である。そして最後に、言明を事実として—直接的もしくは間接的—受け取るような人々が考えられてゐる。この用語が一つの言葉の意味で用いられてゐるか或いは別の言葉の意味で用いられるかどうかはどうでもいいことであつて、規範の受け手は、必ずしも規範主体と一致してゐる必要もない。婦人は教会では黙つていなければならぬといふパウロの言葉は、コリント人の仲間を直接の名宛人として彼等に対して引用されたのである。そして、この名宛人は、男性からも女性からも構成されていた。時代が経過するうちに、この言明は、両性の非常に多くの人々に行き届いた—しかし、この規範の主体である総ての婦人に行き届いたわけではない。

最後に、規範と個人との間の関係のわれわれの説明において、われわれは行為の合規範性を判断しなければならないようなひとびとの場面に至る。裁判官の権威ある決定は、この関係では、簡にして要を得た事例を提供する。ほかにも事態は、大部分で、自分の行為が合規範的なのか或いは他人の行為が合規範的であるかという非公式な判断をす

ることになる。規範を義務づけられていると認める人は、事実として確認された行為にこの種の判断を受けさせる傾向にある。更に、規範の義務づけが存在しないで誰から判断が代償として要求されるような状況が考えられ得る。私が、例えば、マホメット教徒と一緒に昼食をし、この人から、彼にとって禁止された料理が問題であるかどうかを確認するために、並べられた料理の一つを毒味するように頼まれる、ということがある。

VI 規範に關係づけられた言明のさまざまな類型

われわれは、なによりもまず初めに、規範的言明と規範との間の関係に対して言わたしたことのことを簡単に要約にしたい。

われわれの規範定義によれば（第I—IV節を参照）、どのような規範も、規範の内容を告げる規範的言明と符合する。けれども、逆の事例は当てはまらない。第III節と第IV節で扱われた補足条件が満たされないために、ある規範と符合しない数多くの規範的言明が存在する。

初めから存在している規範と符合しない規範的言明は、けれども、規範形成過程で重要な役割を果たすのである。だから、規範は、とりわけ権限保有者の規範設定活動に依拠する。われわれが第IV節で述べたように、規範設定活動は、通常例えば、法律草案の可決とかあるいは条約批准案の署名のように規範的言明もしくは有効確認に存する。規範の半—設定の場合でも、大部分は、規範的言明が使用される。同じことは、規範形成の非形式的な多くの形に当てはまる。両親や教師は、例えばしばしば、子供たちに影響を与えるために規範的言明を利用する。この動詞的な影響要因は、更にまた、しばしば、些細な褒賞のシステムや処罰システムによって補充し、頻繁に規範の内面化に

導く。

規範的言明による影響の類似の形式は、他の多くの社会的諸関係、例えば、友人仲間、職場、親族などで見出される。

非規範的な言明もまた、異なった方法で規範を対象に持つ。

まず最初に、比較的度々規範についての価値言明に出くわす。例えば法律の規定のように規範は、良いとも悪いとも性格づけられ得るし、理性的だとも非理性的だとも、あるいは適当だとも不適当だとも性格づけられ得る。

これ以外に、規範についての記述的な言明も存在する。人類学者は、例えば、研究された他文化の倫理や慣習を記述する。あるいは、法律家は、外国の仲間に、自分の国の現行法の内容について説明する。

ひと目見て、規範的言明と規範についての記述的言明との間の細分化は、極めて初步的であるように思える。しかし、実際は両者の言明の類型を概念的に相互から限界づけることは、常に簡単であるとは限らない。だから、例えば、現行法の法学的説明が規範的であるのか記述的であるのかということが最も詳細に議論されたのである。われわれ自身、この問い合わせへの一般的な回答は与えられ得ないと思っている。一義的に記述的であるような言明は、法学的文献に見出だされ得る。例えば、起草者が法典についてその可決時点とともに研究報告することに満足する場合である。しかし、言明が、可決された規範の解釈もしくは編さんされていない法領域の規範に關係づけられていないければ、概念的な分離はより困難になる。このような言明は、同時に記述的でもあり得る。このような事を形成するのは、例えば、特定の法律などに対する判例の解釈実務についての説明ないしは将来の想像上の解釈についての予言である。しばしばこの種の言明は、むしろ、起草者の見解によればどのように当該の法律が解釈されるべきかというこ

との紹介の性格を持っている。紹介は、その時、われわれから規範的だと称される言明のカテゴリーに入る。しかし、「現行法」についての言明は、起草者によって素材の説明と規範的な考察が一つに合体されてしまっているので、「記述的」とあるいは「規範的」とかいうことで一義的な分類を許さないことが、比較的しばしば起きる。

法学における規範—表現的要素と規範—記述的要素との間の関係は、数多くの議論の対象になっている。若干の著者と法の学派は、両方のカテゴリーを混同する点で批判されている。クラヴィーツは、例えば、法学におけるヘルメノイティッシュな方法に対してこの種の混同を非難している（一九七一、二五頁）。北方では、ヘデニウスが、いわゆるウプサラ学派（ヘガーシュトローム、ルンドシュテットほか）における対して同じような批判を向けている。彼は、「純正な」法命題と「不純正な」法命題との関係ないしは規範的言明と非規範的言明との関係を世間に発表した。この概念的な限界づけについては、マッコーネン（一九六五、三四、注8）、ショトレーモホルム（一九七六、三八頁以下）、ビャルプ（一九七八、八〇一八二頁）を参照せよ。「純正な」規範的言明と「不純正な」規範的言明との間の差異は、例えばラレンツ（一九七五、一一一頁以下）の場合に見出だされる「法命題」と「言明」との区別に相応する。

純粹に規範的—記述的な法学を創設する試みもあった。特に、ロス（一九五八）を参照せよ。この試みは、法学の使命を、裁判官が自分の決定の基礎にしているような規範的な理解の予言にだけ見ていているのである。それは、特定の法問題のために解決の提案を示すことが法を教示された者にとって正統な使命でもあり得るということに反論しないが、けれどもこのことを科学とは見なさないのである。これについて、ビャルプ（一九七八、七八一九二頁）とクラヴィーツ（一九七八、一三七一四〇頁）を参照せよ。これ以外に、法学における規範的—記述的と規範的—表現的との概念的分離の可能性と願望性の問題についての統一的な意見像はなんら存しない。

規範的言明と規範についての言明との間の一層の中間的立場が、われわれの専門用語でいえば、規範的呼び掛け（normative Anrufungen）なるものを受け入れる。一一〇の「」などが、呼び掛けにとっては特徴的である。存在が前提とされ

れるような一般的な規範が指摘される。この出発点は、更に再び規範的言明もしくは価値言明の根拠を形成する。これらの言明は、通常、人間の態度もしくは立場からの影響を目標にする。時折、呼び掛けにも独自の規範化の活動が見られるが、しかし、このことは必ずしも事実である必要はない。われわれは、イラスト化するために若干の例をあげるならば、「私が車をまさに駐車しようとするその時、私の隣に座っている私の友人が突然に「君、ここで駐車することは許されないんだよ」と言つたとしよう。私の友人は、それでもって、私に駐車禁止を注意したのである。彼は、したがつて、現行の規範を指摘している。同時に、この種の言明でもつて通常は私が禁令違反をして駐車しないようにさせることが目的とされる。したがつて、具体的な忠告も共に含まれている。もし警察官がいて私の駐車違反を指摘したとしたら、それなりの裏づけが起きていただろ。しかし、この場合、普通は、言明を友情による忠告としてのみならず、個人的な規範化活動によって設定された新しい命令としても把握するだろ。規範的言明のための別の例は、弁護士が、彼の当事者に有利な判決を要求する主張の支えのために一般的な法規範をたてにとる場合である。

われわれの例が示すように、普通呼び掛けを通して、宣告者は自分が引き合いに出す規範に同調するという意味が含まれている。宣告者は、一種の一般的な規範の形式的「番人」もしくは非形式的「番人」として機能する。しばしば表現されたように、彼は、規範を——例えば、他の文化圏の規範の「外面向的」記述をもくろむ人類学者とは違つて——「内面向的」方法で適用するのである。

VII 規範と価値

「価値言明」は、何かを、良いか悪いか、正しいか間違っているか、有益か有害か、美しいか醜いか、などと言いうべす。文献では、時折、価値言明と規範的言明とが、「実践的言明」という共通の専門用語の下に包括される。われわれは、これに対し、「規範」と「価値」との概念的区别と同様に「規範的言明」と「価値言明」との概念的区别を堅持したいと思う。われわれは、このことによつて、これらの概念の間の諸関係をより良く把握できると信じている。規範と価値は、複雑な関係の間柄にある。

第一に、われわれは、規範というものがほかのことと全く同様に評価の対象で有り得るということは当然であるといふことを指摘したい。規範内容の積極的評価は、規範の内面化の歩みが必ずしも相互に統いて出てくる必要が無いとしても、規範の内面化のための本質的なファクターの一つとして見なされる。

第二に、規範設定活動は、社会で受け入れられる価値への帰納的推論を許す。原則として立法者は、それでもって特に、命令された行為様式を高く評価し、禁止された行為様式を低く評価するのだとすることを明白にしようとする。複雑な規範システムの分析からは、社会的な価値の段階づけについての認識も得られる。一つのよき例は、さまざまな刑罰枠を持つ刑罰システムである。刑罰威嚇の大きさと種類は、この領域での積極的な評価と消極的な評価の一種のカタログとその交換的な段階づけのカタログを形成する。

第三に、われわれは、即ち、ある評価が規範的把握への帰納的推論を許すという逆の関係にもぶちあたる。例えば、ある人がある行為の消極的な評価をもぐろむならば、このことは、その人が行為に係わる禁令を内面化したのだ

ということを暗示する。しかしもちろんこの種の評価は、それ相応の規範の存続を自動的に意味しなければならないわけでもないし、この種の規範の導入への願望を意味しなければならないわけでもない。

第四に、規範は、まさにしばしば、特定の価値を現実化するための多くの手段の一つと見なされることができる。例えば、しばしば法律の規定には、一つかそれ以上の内在的な「目的」、したがって、立法者が実際的だと判断する推測された社会的な帰結が、繰り込まれる。

第五に、評価は、まさにしばしば完全にもしくは部分的に、われわれが評価規範と称するところの規範から操縦される。この評価規範をわれわれは、資格規範の一種と見なす。

具体的な評価は、一般的な評価基準、つまりわれわれの専門用語でいえば、規範あるいはしばしば基準線をベースにして出てくる。価値規範という概念は、一つには、あるグループ内部における価値の一致の程度を理解するための鍵を与える。大部分の数の人間が価値規範を内面化すれば、このことは、評価が記述的言明と同じような問題点のない方法では「客観的に正しい」とあるのは間違っていると見なされ得ないにもかかわらず、数多くの評価問題についての間主観的な一致があることと同意義である。この種の価値規範の存在は、法システムの重要な傾向である。それは、法的に重要な判断が大事な時に、しばしば法律家による目を見張るような高度な意見の一致を説明することに役立つ。われわれは、この規範に後の章で戻るだろう。

規範を構成するのは、したがって、広範囲で法的な関係において重要な価値である。抽象的な量としての「価値」を、われわれは、それ故に、法システム的脈絡の中で、法規範の内容の部分と見なす。具体的な熟慮と法的に重要な価値問題に対する態度決定という意味での「評価」は、その都度の法システムの活動の量に算入されねばならない。

のことでもって、われわれは、法システムがその全体的な複雑性において規範と活動性からできているという見解をも堅持することができる。それ以上の基本的要素の導入は、われわれには必要ないようと思われる。

(1) 例えば、ギブス(一九六五)、ラウトマン(一九六九、五四一六三頁)の場合の概観を見よ。そして、なんらかの観点でわれわれからそれでいる専門用語の諸事例としてラッハメイヤー(一九七七、一九八〇)とヴァインベルガー(一九七九、九五一二五頁)を見よ。

(2) ロス(一九五八、七頁)と(一九六八第三章)は、われわれよりももつと広い意味で「指令」の概念を用いている。その概念は、われわれの「権限」をも維持している。

(3) 遂行理論の批判的分析をロス(一九七二)とオリベクローナ(一九七一、二一七一三九頁)の場合に見出だす。

(4) このようなシステムティッシュな分類は、この書物のノルウェー語の原作で使用されている。

(5) 多くの著者は、このような規範を「態度規範」と言い表す。第四章参照。そこでは、さまざまな著者の専門用語が紹介され、検討される。

(6) スウェーデン法における立法資料の意義についてショミット(一九五七、一六五頁以下)とドイツ法とフランス法とを比較法的に共に関係づけるショトレームホルム(一九六六)参照。

(7) ラウトマン(一九六九)は、「価値」と「規範」との概念の詳細で啓発的な分類学を提供している。彼の概念規定は、けれども、全くわれわれのものと符合しない。

(8) われわれのものとは違った専門用語で、同じ点がテイラ(一九六一)から強調される。